

個人情報保護法のポイント

<なぜ個人情報保護が必要なのか>

個人情報はご本人のものであって、あくまでも企業・団体等はお預かりして利用させていただいているだけです。従って、企業・団体等は適切に管理し、ご本人の権利利益を逸失しないように努める必要があります。

<個人情報保護法とは>

事業上個人情報を利用している企業や団体に対し、正しい個人情報の取り扱いを行うことを義務づける法律です。

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、平成 15 年 5 月に公布され、平成 17 年 4 月に全面施行されました。

その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成 27 年 9 月に改正個人情報保護法が公布されました(全面施行は公布から 2 年以内で、平成 29 年春頃の全面施行を目指して施行準備中)

改正前は、5000 人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。

この事業者には自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。

違反した場合は、最高 6 ヶ月の懲役、または、30 万円の罰金を科せられます。

<個人情報保護法が求めること>

個人情報の利用目的を明確にし(第 15 条)、その利用目的の範囲を超えて取り扱ってはなりません(第 16 条)。取得に際しては、利用目的を偽って取得するなど不正な取得はしてはいけません(第 17 条)。利用目的は取得時に明示したり、取得後に通知する・公表する等を行わなければなりません(第 18 条)。個人情報は正確かつ最新の状態に保ち(第 19 条)、安全管理に必要な適切な措置を講じなければなりません(第 20 条)。そのために、従業者を監督し(第 21 条)、委託先を監督(第 22 条)しなければなりません。個人情報は本人の事前の同意なく第三者に提供してはいけません(第 23 条)。利用目的や開示等への対応に関して、公表するなどしなければなりません(第 24 条)。ご本人の申し出があった際は、開示(第 25 条)、訂正・削除(第 26 条)、利用の停止・第三者提供の停止(第 27 条)に応じなければなりません。

以上

みどりが丘自治会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、みどりが丘自治会（以下「自治会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、自治会が行う事業の円滑な運営及び個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 自治会は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 会長は、会員への通知、回覧その他の方法により、少なくとも毎年1回は、この規則の内容を会員に周知するものとする。

(個人情報の収集)

第4条 自治会は、第6条の規定する利用の目的を達成するため、次の各号に掲げる個人情報を収集するものとする。

- (1) 会員入会申込書
- (2) 会員名簿
- (3) 班長名簿

- 2 自治会は、前項の規定により個人情報を収集する場合にあつては、本人の同意を得るものとする（この規則の施行の日前に会員である者のうち、自治会が前項各号に掲げる個人情報（要援護者に係る心身の機能の障害に関する個人情報を除く。）を保有している場合を除く。）。

(個人情報の修正等)

第5条 会員は、前条の規定により収集された個人情報を修正し、又は削除しようとするときは、会長に申し出るものとする。

- 2 会長は、前項の申出があつたときは、当該個人情報を修正し、又は削除しなければならない。ただし、既に会員に周知された個人情報については、当該修正し、又は削除する個人情報の内容を連絡することをもって、これに代えることができる。

(利用目的)

第6条 自治会が取得した個人情報、次の各号に掲げる目的において利用するものとする。

- (1) 会費の徴収業務、会員の管理及び会議の開催通知その他の文書の送付
- (2) 会員名簿及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を高める活動
- (4) 安全・安心で住みよいまちづくり活動
- (5) 祝い金等の対象者の把握
- (6) 災害時における要援護者の支援活動

(管理)

第7条 収集した個人情報は、会長か会長が指定する役員、班長と事務担当者が保管し、適正に管理するものとする。

- 2 会員は、自治会から会員名簿が配付されたときは、これを適正に管理するものとする。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 自治会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

附 則

この規則は、平成29年4月23日から施行する。

